

南相馬市工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）に係る運用について

南相馬市発注工事において使用する鋼材類、燃料油等の工事資材が高騰しているため、今後公共工事への影響が懸念されることから、南相馬市工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の運用基準について、下記のとおり運用することとしましたので、お知らせします。

1. 内容

「単品スライド」とは、南相馬市工事請負契約約款第 25 条第 5 項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

2. 今回の運用基準について

(1) 条項適用の対象となる資材

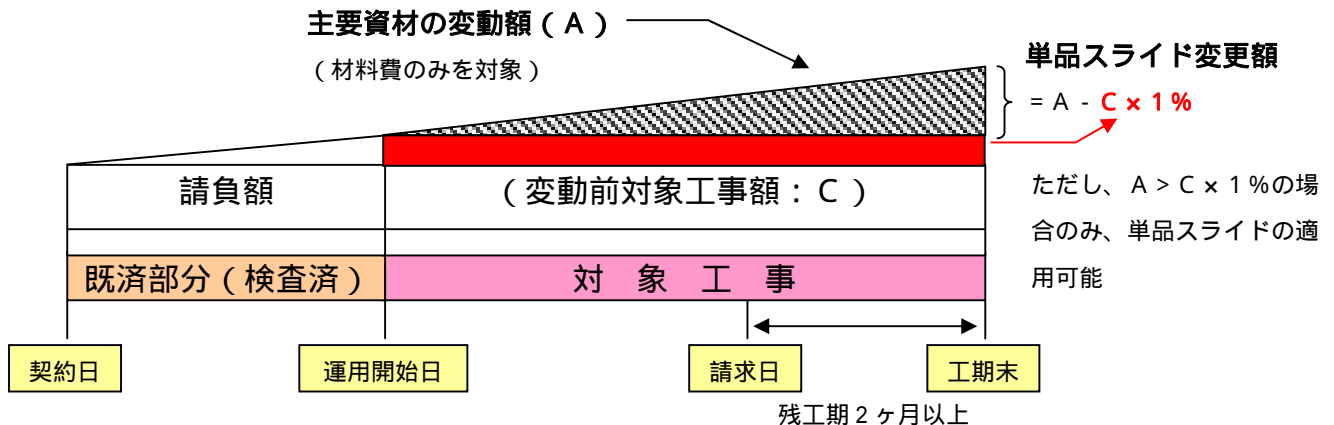
鋼材類（鉄筋、鉄骨材等）と燃料油（軽油、ガソリン等）の 2 資材

(2) 請負代金額の変更の考え方

対象となる資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の 1% を超える額を発注者が負担します。

算定の詳細については、運用基準による。

（参考イメージ図） 国土交通省資料参考



3. 変更協議 受注者からの請負代金額の変更請求に基づき協議を行います。

4. 施行日 平成 20 年 7 月 18 日

5. その他

南相馬市工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用基準について
単品スライド条項に係る運用について (ポイント)

《問い合わせ先》

総務企画部財務課管財契約係 電話 0244-24-5225

建設部土木課土木企画係 電話 0244-24-5252

個別の工事に係る適否については、各発注課となります。